

アルカスSASEBO自動販売機(清涼飲料水等)設置業者募集要項

アルカス SASEBO 指定管理者:公益財団法人佐世保地域文化事業財団

1. 目的 アルカス SASEBO 来館者へのサービス向上を図るため、自動販売機(清涼飲料水等)を設置・運営する事業者を募集します。(アルコール類不可)

2. 物件 アルカス SASEBO 館内における、以下の5台の自動販売機設置を募集します。

場所	件名(設置場所)	台数
①	3階会議室ロビーA区分自動販売機設置	1
	3階会議室ロビーB区分自動販売機設置	1
②	地下1階練習室ロビーC区分自動販売機設置	1
	地下1階練習室ロビーD区分自動販売機設置	1
③	1階大ホール楽屋入口E区分自動販売機設置	1

※詳細は図面1・2・3のとおり。

3. 契約期間 令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の1年間とするが、商品の補充や手数料の入金遅延など運営状況に問題がない場合は、令和7年度(2025年度)まで契約を1年毎に延長する。但し、運営状況が悪い場合や虚偽の報告があった場合等、応募条件を満たさないことが判明した場合は、年度途中であっても契約を解除する。

4. 仕様条件 災害対応型であり、かつ消費電力量の低いものであること。

5. 設置・運営 (1)設置・商品の補充、売上金の回収、釣銭の補充等は、必ず設置者が行うこと。
(2)設置者は常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
(3)回収ボックスを設置し、設置者の責任で適切に回収、自動販売機周辺的美観の維持に努めること。
(4)故障及び苦情等については、設置者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に連絡先を明記すること。
(5)自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
(6)各月毎に売上を算定し、翌月末までに販売手数料を財団へ支払うこと。
(7)電気代は財団が負担する。

6. 参加条件 次の要件に掲げる条件にすべて該当するものとする

- (1)入札に参加する物件について、販売手数料率20%以上を設定可能であること。
- (2)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号いずれかに該当し、一般競争入札への参加が制限された方で当該制限が決定された日から2年を経過していない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること
- イ. 佐世保市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)である者。
 - ロ. 佐世保市暴力団排除条例に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者。
 - ハ. 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者。
 - ニ. 暴力団員が役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。)となっている事業所又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者。
 - ホ. 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者。
 - ヘ. 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由を除き、暴力団等に対して金品その他の財産上の利益の供与をした者。
 - ト. 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者。
 - チ. その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者又は警察等捜査機関が確認した者。
- (5) 長崎県暴力団排除条例(平成23年長崎県条例第47号)第33条第7項の規定に該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 法人にあつては佐世保市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては佐世保市内に住所を有すること。
- ただし、佐世保市内に支店又は営業所を有する法人にあつては、公告日から起算し、過去5年以上の期間にわたり佐世保市内に支店又は営業所を開設していること。
- (8) 自動販売機の設置及び運營業務について、公告日から起算し、過去2年以上の期間にわたり佐世保市内の実績を有していること。
- (9) 佐世保市税、国民健康保険税、消費税及び地方消費税に関し、未納がないこと。

7. 申込方法

入札へ参加を希望される方は、定められた受付期間内に下記記載の提出書類を提出し、事前に入札参加資格の有無について確認を受ける必要があります。

- (1) 受付期間(持参のみ、FAX、郵送、メールは受付不可とします。)

令和3年3月3日(水)から3月12日(金)の午前9時から午後17時まで

(※3月10日(水)は休館日のため来館不可)

- (2) 提出書類

○アルカスSASEBO自動販売機(清涼飲料水等)設置入札申込書(※様式1)

○自動販売機のカタログ(販売商品、仕様、規格、消費電力がわかるもの)

(3)提出先

佐世保市三浦町2番3号
アルカス SASEBO 財団事務所

8. 入札方法

(1)条件付一般競争入札とします。

(2)入札日時:令和3年3月18日(木) 午前10時

(3)入札場所:アルカス SASEBO 小会議室

(4)入札当日の持参書類

○アルカスSASEBO自動販売機(清涼飲料水等)設置入札書(※様式2)

(代理出席の場合は委任状(※様式3)と併せて必要)

(5)入札参加申込があったときは、入札参加資格の有無について確認します。

なお、一度入札への参加を認められた者であっても、入札参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を取り消すこととします。

(6)入札は、「2. 物件」の表中における①・②・③の設置場所毎に実施し、販売手数料率の提示による入札とします。

(7)決定方法

販売手数料率提示による入札とし、一番高い率を提示した事業所に決定します。なお、①・②の物件については販売手数料率上位2社を決定し、率の上位の方から場所①のA・B②のC・Dを選択できることとします。

同率の場合は、消費電力量の低い機器を提供できるものを優先します。消費電力量も同じ場合は、くじにより決定します。なお、落札後、応募条件を満たさない事が判明した場合には、決定を取り消します。

(8)現場説明

現場説明については実施しませんので、事前に入札物件を確認し、現況を熟知した上で入札に参加してください。なお、現地(設置場所)の確認が必要な場合は、**令和3年3月3日(水)から令和3年3月12日(金)の午前9時から午後17時までの間に**、アルカス SASEBO 財団事務所 管理課担当 村岡まで事前連絡の上、ご来館ください。(0956-42-1111)

(9)落札した事業者の提出書類

落札が決定した事業者は、1週間以内に下記の書類を全て提出してください。

なお、イ～カの書類は、いずれもコピー可としますが、令和3年3月18日(木)から起算し、3か月以内に発行されたものを提出してください。

ア. 誓約書(※様式5)

イ. 商業・法人登記簿謄本(法人のみ)

ウ. 住民票(個人のみ)

エ. 佐世保市税、国民健康保険税の滞納のない証明

オ. 法人税と消費税及び地方消費税の未納がない証明(法人のみ)

カ. 申告所得税と消費税及び地方消費税の未納がない証明(個人のみ)

9. 質 問
- (1) 質問については、質問書(※様式4)により、FAXでのみ受付します。
 - (2) 受付期間 令和3年3月3日(水)から令和3年3月12日(金)までの午前9時から午後17時までの間とします。
(※3月10日(水)休館日のため来館不可)
 - (3) 送付先 「10. 問合せ先」に記載するFAX番号へ送付ください。
 - (4) 回 答 随時、FAXにて回答致します。

10. 問合せ先 アルカス SASEBO 指定管理者
- 公益財団法人 佐世保地域文化事業財団 管理課 担当 村岡
- 〒857-0863 長崎県佐世保市三浦町2番3号
- TEL:0956-42-1111 FAX : 0956-24-0051